

○杉並区立学校の指定通学区域に関する規則

杉並区立学校の指定通学区域に関する規則

昭和41年2月15日
教委規則第1号

[注] 平成19年10月から改正経過を注記した。

改正	昭和41年10月1日教育委員会規則第5号	昭和43年1月30日教育委員会規則第1号
	昭和43年11月18日教育委員会規則第8号	昭和44年4月1日教育委員会規則第2号
	昭和44年11月22日教育委員会規則第22号	昭和46年12月1日教育委員会規則第5号
	昭和47年11月8日教育委員会規則第19号	昭和48年9月12日教育委員会規則第5号
	昭和50年11月18日教育委員会規則第15号	昭和52年10月25日教育委員会規則第8号
	昭和54年9月28日教育委員会規則第14号	昭和58年9月17日教育委員会規則第10号
	昭和60年5月1日教育委員会規則第5号	昭和61年10月1日教育委員会規則第16号
	平成19年10月26日教育委員会規則第67号	平成21年3月27日教育委員会規則第2号
	平成24年10月10日教育委員会規則第28号	平成24年11月14日教育委員会規則第29号
	平成25年1月23日教育委員会規則第3号	平成26年7月23日教育委員会規則第18号

第1条 杉並区立小学校および中学校（以下「小・中学校」という。）の指定通学区域については、本規則の定めるところによる。

第2条 指定通学区域は別表のとおりとする。

第3条 学齢児童および生徒は、自己の属する第2条に定める指定通学区域の小・中学校に、入学（転入学を含む。）するものとする。ただし、保護者の申し立てに、正当の理由があると区教育委員会が認めた場合は、この限りではない。

（委任）

第4条 指定通学区域のうち、一の街区が2以上の学校の通学区域にわたる場合の通学区域の指定、その他本規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

付 則

1 この規則は、昭和41年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際、現学校に在学中のものについては、本規則により入学したものとみなす。
付 則（昭和41年10月1日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和41年7月1日から適用する。

付 則（昭和43年1月30日教委規則第1号）

1 この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

2 この規則は、施行日前に、現学校に在学中のものについては、従前の例によるものとする。
付 則（昭和43年11月18日教委規則第8号）

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

2 昭和44年3月31日以前からこの規則改正前の規定により在学する者については、なお従前の例による。

付 則（昭和44年4月1日教委規則第2号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際、すでにこの規則改正前の規定により在学する者については、なお従前の例による。

付 則（昭和44年11月22日教委規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和46年12月1日教委規則第5号）

1 この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

2 杉並第二小学校および杉並第七小学校に関する改正部分については、昭和47年3月31日現在、第4学年および第5学年に在学する者は、なお従前の例による。

3 香掛小学校、四宮小学校、中瀬中学校および井荻中学校に関する改正部分については、昭和47年3月31日現在、在学する者は、なお従前の例による。

付 則（昭和47年11月8日教委規則第19号）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、高井戸小学校、高井戸第三小学校、浜田山小学校、富士見丘小学校および高井戸東小学校の通学区域変更に関する部分は、昭和48年4月1日から施行する。

2 昭和48年3月31日現在、高井戸小学校、高井戸第三小学校、浜田山小学校および富士見丘小学校の第5学年に在学する者の通学区域は、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（昭和48年9月12日教委規則第5号）

1 この規則は、昭和49年4月1日から施行する。ただし、阿佐ヶ谷中学校および東田中学校の通学区域改正に関する部分は、昭和50年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際、すでにこの規則改正前の規定により在学する者については、なお従前の例による。

付 則（昭和50年11月18日教委規則第15号）

1 この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

2 昭和51年3月31日現在、この規則改正前の規定により在学する者の通学区域については、なお従前の例による。

付 則（昭和52年10月25日教委規則第8号）

1 この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、昭和53年3月31日現在、高井戸小学校、高井戸第二小学校及び富士見丘小学校の第5学年に在学する者の通学区域は、なお従前の例による。

付 則（昭和54年9月28日教委規則第14号）

1 この規則は、昭和54年10月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、昭和54年9月30日現在、この規則改正前の規定により在学する者の通学区域については、なお従前の例による。

付 則（昭和58年9月17日教委規則第10号）

1 この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

2 昭和59年3月31日現在、この規則改正前の規定により在学する者の通学区域については、なお従前の例による。

付 則（昭和60年5月1日教委規則第5号）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、杉並第十小学校及び和田小学校の通学区域改正に関する部分は、昭和61年4月1日から施行し、高井戸第三小学校、浜田山小学校、大宮小学校、永福小学校、松ノ木小学校、和泉小学校及び永福南小学校の通学区域改正に関する部分は、東京都杉並区立学校設置条例の一部を改正する条例（昭和60年3月杉並区条例第4号）の施行の日直後の4月1日から施行する。

2 昭和61年3月31日現在、和田小学校の第5学年に在学する者並びに東京都杉並区立学校設置条例の一部を改正する条例（昭和60年3月杉並区条例第4号）の施行の日直後の3月31日現在、高井戸第三小学校、浜田山小学校、大宮小学校、永福小学校、松ノ木小学校及び和泉小学校の第5学年に在学する者の通学区域については、なお従前の例による。

付 則（昭和61年10月1日教委規則第16号）

1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、昭和62年4月1日現在、この規則改正前の規定により在学する者の通学区域については、なお従前の例による。

付 則（平成19年10月26日教委規則第67号）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の杉並区立学校の指定通学区域に関する規則別表(1)の規定にかかわらず、平成20年3月31日において若杉小学校の第1学年から第5学年までに在学する者の通学区域は、天沼小学校の通学区域とする。

付 則（平成21年3月27日教委規則第2号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月10日教委規則第28号）
この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成24年11月14日教委規則第29号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年1月23日教委規則第3号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年7月23日教委規則第18号）
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表

(1) 小学校

学校名	指定通学区域	
	町名	街区符号等
杉並第一	阿佐谷北一丁目	全域
	〃二丁目	全域
	〃三丁目	1～4 8～10
杉並第二	成田東二丁目	7の一部 10～18 36～39
	〃三丁目	14～25
	〃四丁目	1～21 34～39
	〃五丁目	1～11 23～33 36～38 41 42
	成田西一丁目	22～30
	〃二丁目	7の一部 8～24
	〃三丁目	全域
	〃四丁目	全域
杉並第三	高円寺南一丁目	全域
	〃五丁目	全域
杉並第四	高円寺北一丁目	全域
	〃二丁目	全域
	〃三丁目	1～4 17～25 32～35 43～45
杉並第六	高円寺南三丁目	4～16 24～34 38～43 49～54 61～63
	阿佐谷南一丁目	1～9 13 19～31 40の一部 41～44 45の一部
	〃二丁目	1～11 22～35
杉並第七	〃一丁目	10～12 14～18 32～39 40の一部 45の一部 46～48
	〃二丁目	12～21
	〃三丁目	全域
	成田東五丁目	12～22 34 35 39 40
杉並第八	高円寺南二丁目	全域
	〃三丁目	1～3 17～23 35～37 44～48 55～60
	〃四丁目	全域
杉並第九	阿佐谷北三丁目	5～7 11～43
	〃四丁目	2～12 18～28
	〃六丁目	14～25 27～33
	本天沼一丁目	全域
	〃二丁目	21 22 38～43
	下井草一丁目	全域
杉並第十	梅里一丁目	全域
	和田一丁目	44～54 58～69
	〃三丁目	全域

	堀ノ内三丁目	49～52
西田	荻窪一丁目	全域
	〃二丁目	全域
	〃三丁目	1～37 39の一部 40～46 47の一部
東田	成田東一丁目	9～51
	〃二丁目	19～35
	〃三丁目	1～13 26～37
	〃四丁目	22～33
馬橋	高円寺北三丁目	5～16 26～31 36～42
	〃四丁目	全域
	阿佐谷北四丁目	1 13～17 29 30
	〃五丁目	全域
	〃六丁目	1～13 26 34～49
桃井第一	桃井一丁目	全域
	〃二丁目	全域
	〃三丁目	全域
	〃四丁目	1 12 13
	上荻二丁目	5 6 11～13 22～42
	〃三丁目	全域
	〃四丁目	1～3 11～25
桃井第二	荻窪三丁目	38 39の一部 47の一部 48
	〃四丁目	全域
	〃五丁目	全域
	南荻窪三丁目	9～18 22～33
	〃四丁目	1～14 16～45
	上荻二丁目	1～4 7～10 14～21
桃井第三	西荻北一丁目	全域
	〃二丁目	全域
	〃三丁目	1～4 15～23 28～34 39～45
桃井第四	上井草三丁目	24 25 38
	〃四丁目	2～27
	善福寺一丁目	22～34
	〃二丁目	6～39
	〃三丁目	全域
	〃四丁目	全域
	今川四丁目	8～11 19～22
桃井第五	下井草二丁目	全域
	〃三丁目	全域
	〃四丁目	全域
	〃五丁目	全域
四宮	上井草一丁目	全域
	〃二丁目	全域
	井草四丁目	1～16
	〃五丁目	全域
	今川一丁目	全域
荻窪	〃二丁目	全域
	南荻窪一丁目	全域

	〃 二丁目	全域
	〃 三丁目	1 ~ 8 19~21 34
	〃 四丁目	15
	宮前二丁目	全域
	〃 三丁目	1 ~ 8 15~32
井荻	西荻北三丁目	12~14 24~27 35~38
	〃 四丁目	全域
	〃 五丁目	全域
	善福寺一丁目	1 ~ 21
	〃 二丁目	1 ~ 5
	上荻四丁目	4 ~ 10 26~30
沓掛	清水一丁目	20~38
	〃 二丁目	全域
	〃 三丁目	全域
	本天沼二丁目	13 14 16 17 23~37 44~47
	〃 三丁目	8 ~ 10 12~44
高井戸	宮前一丁目	18~20
	高井戸東三丁目	3 ~ 12 15~36
	〃 四丁目	3 ~ 21
	高井戸西一丁目	1 ~ 11 27~30 31
	〃 二丁目	1 ~ 7 14~18
	〃 三丁目	1 ~ 14
高井戸第二	宮前四丁目	15 16 34
	〃 五丁目	全域
	松庵一丁目	1 2 22 23
	久我山二丁目	12~18 27 28
	〃 三丁目	全域
	〃 四丁目	1 ~ 17 38~50
高井戸第三	〃 五丁目	37~39
	下高井戸一丁目	21~41
	〃 三丁目	全域
	〃 四丁目	全域
高井戸第四	浜田山一丁目	全域
	西荻南一丁目	全域
	〃 二丁目	全域
	〃 三丁目	全域
	〃 四丁目	全域
	宮前三丁目	9 ~ 14 33~35
松庵	西荻北三丁目	5 ~ 11
	松庵一丁目	3 ~ 21
	〃 二丁目	全域
	〃 三丁目	全域
	久我山四丁目	18~37
浜田山	成田西一丁目	1 ~ 21
	〃 二丁目	1 ~ 6 7 の一部
	高井戸東三丁目	1 2 13 14
	〃 四丁目	1 2 22~28

	浜田山三丁目	全域
	〃 四丁目	全域
富士見丘	久我山一丁目	全域
	〃 二丁目	1~11 19~23
	高井戸西一丁目	12~26 32
	上高井戸一丁目	全域
	〃 二丁目	全域
大宮	和泉三丁目	23~63
	〃 四丁目	16 17 41~51
	永福四丁目	8 29~33
	大宮一丁目	1~3 8~17
	堀ノ内一丁目	1~6 8の一部 9~15 16の一部
堀之内	梅里二丁目	全域
	堀ノ内二丁目	40 41
	〃 三丁目	10~12 14~48
	松ノ木二丁目	1~7 25~37
	〃 三丁目	全域
和田	和田一丁目	1~43 55~57 70 71
	〃 二丁目	全域
方南	方南一丁目	全域
	〃 二丁目	全域
済美	堀ノ内一丁目	7 8の一部 16の一部 17~27
	〃 二丁目	1~39
	〃 三丁目	1~9 13
八成	井草一丁目	全域
	〃 二丁目	全域
	〃 三丁目	全域
	〃 四丁目	17~22
三谷	上井草三丁目	1~23 26~37
	〃 四丁目	1
	今川三丁目	全域
	〃 四丁目	1~7 12~18 23~28
	桃井四丁目	2~11 14~17
松ノ木	松ノ木一丁目	全域
	〃 二丁目	8~24 38~41
	大宮一丁目	4~7 18~22
	〃 二丁目	全域
	成田東一丁目	1~8
	〃 二丁目	1~6 7の一部 8 9
高井戸東	高井戸東一丁目	全域
	〃 二丁目	全域
	浜田山二丁目	全域
	上高井戸三丁目	全域
	下高井戸五丁目	全域
久我山	宮前一丁目	1~17
	〃 四丁目	1~14 17~33
	久我山二丁目	24~26

	〃 五丁目	1 ~ 36
	高井戸西一丁目	33~36
	〃 二丁目	8 ~ 13
	〃 三丁目	15 16
天沼	天沼一丁目	全域
	〃 二丁目	全域
	〃 三丁目	全域
	本天沼二丁目	1 ~ 12 15 18~20
	〃 三丁目	1 ~ 7 11
	清水一丁目	1 ~ 19
	上荻一丁目	全域
永福	永福一丁目	全域
	〃 二丁目	全域
	〃 三丁目	全域
	〃 四丁目	1 4 ~ 6 9 ~ 28
	下高井戸一丁目	1 ~ 20
	〃 二丁目	全域
新泉和泉	和泉一丁目	全域
	〃 二丁目	全域
	〃 三丁目	1 ~ 22
	〃 四丁目	1 ~ 15 18~40
	永福四丁目	2 3 7

(2) 中学校

学校名	指定通学区域	
	町名	街区符号等
高円寺	高円寺南三丁目	44~48 55~60
	〃 四丁目	全域
	〃 五丁目	全域
	高円寺北一丁目	全域
	〃 二丁目	全域
	〃 三丁目	1 ~ 4 17~25 32~35 43~45
高南	高円寺南一丁目	全域
	〃 二丁目	全域
	〃 三丁目	1 ~ 3 17~23 35~37
	和田三丁目	1 ~ 7 27 30~62
	梅里一丁目	全域
杉森	高円寺北三丁目	5 ~ 16 26~31 36~42
	〃 四丁目	全域
	阿佐谷北一丁目	全域
	〃 二丁目	全域
	〃 三丁目	1 ~ 4 8 ~ 10
	〃 四丁目	1 13~17 29 30
	〃 五丁目	全域
	〃 六丁目	1 ~ 13 26 34~49
阿佐ヶ谷	高円寺南三丁目	4 ~ 16 24~34 38~43 49~54 61~63
	阿佐谷南一丁目	全域

	〃 二丁目	全域
	〃 三丁目	全域
	成田東五丁目	12~22 34 35 39 40
東田	〃 一丁目	9~51
	〃 二丁目	7の一部 10~39
	〃 三丁目	全域
	〃 四丁目	全域
	〃 五丁目	1~11 23~33 36~38 41 42
	成田西一丁目	8の一部 10~30
	〃 二丁目	全域
	〃 三丁目	全域
	〃 四丁目	全域
松溪	荻窪一丁目	全域
	〃 二丁目	全域
	〃 三丁目	全域
	〃 四丁目	全域
	〃 五丁目	全域
	高井戸東西四丁目	3~21
天沼	天沼一丁目	全域
	〃 二丁目	全域
	〃 三丁目	全域
	上荻一丁目	全域
	〃 二丁目	16~20 29~31
	本天沼二丁目	1~20 23~37
	〃 三丁目	1~37
	清水一丁目	1~13 19~23 29~35
	〃 二丁目	1 2 9~11
東原	阿佐谷北三丁目	5~7 11~43
	〃 四丁目	2~12 18~28
	〃 六丁目	14~25 27~33
	本天沼一丁目	全域
	〃 二丁目	21 22 38~43
	下井草一丁目	全域
	〃 二丁目	全域
	〃 三丁目	1~5 13~18 27~30 37
中瀬	本天沼二丁目	44~47
	〃 三丁目	38~44
	清水二丁目	12~15 21~25
	〃 三丁目	1~5 12~31
	下井草三丁目	6~12 19~26 31~36 38~41
	〃 四丁目	全域
	〃 五丁目	全域
	井草一丁目	全域
	〃 二丁目	全域
	〃 三丁目	1 5~15 18~22 25~31
井荻	上井草一丁目	全域
	〃 二丁目	1~6 9~15 19 20

	上荻二丁目	1～15 21～28 32～42
	〃 三丁目	全域
	〃 四丁目	1～3 11～25
	清水一丁目	14～18 24～28 36～38
	〃 二丁目	3～8 16～20
	〃 三丁目	6～11
	桃井一丁目	全域
	〃 二丁目	全域
	〃 三丁目	全域
	〃 四丁目	1～4 9～13
	今川一丁目	全域
	〃 二丁目	1～19 22～24
	〃 三丁目	1～5 11～14
井草	井草三丁目	2～4 16 17 23 24 32
	〃 四丁目	全域
	〃 五丁目	全域
	上井草二丁目	7 8 16～18 21～45
	〃 三丁目	全域
	〃 四丁目	全域
	今川二丁目	20 21
	〃 三丁目	6～10 15～31
	〃 四丁目	全域
	桃井四丁目	5～8 14～17
	善福寺一丁目	24～34
	〃 二丁目	21 24～39
	〃 三丁目	全域
	〃 四丁目	全域
荻窪	西荻北一丁目	全域
	〃 二丁目	全域
	〃 三丁目	全域
	〃 四丁目	全域
	〃 五丁目	全域
	善福寺一丁目	1～23
	〃 二丁目	1～20 22 23
	上荻四丁目	4～10 26～30
神明	南荻窪二丁目	2～11 14～23 29～40
	〃 三丁目	全域
	〃 四丁目	全域
	西荻南一丁目	13～23
	〃 二丁目	14～30
	〃 三丁目	全域
	〃 四丁目	全域
	宮前三丁目	35の一部
	松庵三丁目	17～41
宮前	南荻窪一丁目	全域
	〃 二丁目	1 12 13 24～28
	西荻南一丁目	1 2 10～12

	宮前一丁目	全域
	〃 二丁目	全域
	〃 三丁目	1 ~ 34 35の一部
	〃 四丁目	1 ~ 10 21~30
	久我山五丁目	9 26~31
	高井戸西三丁目	全域
富士見丘	久我山一丁目	全域
	〃 二丁目	1 ~ 27
	〃 三丁目	1 ~ 7 15~24
	〃 五丁目	1 ~ 6 10~25
	高井戸西一丁目	全域
	〃 二丁目	全域
	上高井戸一丁目	全域
	〃 二丁目	全域
高井戸	〃 三丁目	全域
	高井戸東一丁目	全域
	〃 二丁目	全域
	〃 三丁目	全域
	〃 四丁目	1 2 22~28
	浜田山二丁目	全域
	〃 三丁目	全域
	〃 四丁目	全域
向陽	下高井戸五丁目	全域
	〃 一丁目	全域
	〃 二丁目	全域
	〃 三丁目	全域
	〃 四丁目	全域
	永福一丁目	4 ~ 6
	〃 二丁目	全域
	〃 三丁目	全域
松ノ木	浜田山一丁目	全域
	成田東一丁目	1 ~ 8
	〃 二丁目	1 ~ 6 7 の一部 8 9
	成田西一丁目	1 ~ 7 8 の一部 9
	梅里二丁目	全域
	松ノ木一丁目	全域
	〃 二丁目	全域
	〃 三丁目	全域
	堀ノ内二丁目	40 41
	〃 三丁目	10~12 14~48
大宮	大宮二丁目	21~23 26~27
	永福四丁目	全域
	和泉三丁目	5 6 11~16 23~63
	〃 四丁目	16 17 46
	堀ノ内一丁目	8 ~27
	〃 二丁目	5 18~21 32~39
	〃 三丁目	4 ~ 9 13

	大宮一丁目	全域
	〃 二丁目	1～20 24 25
泉南	方南一丁目	全域
	〃 二丁目	全域
	和泉一丁目	21 22 31～33 35～40
	〃 四丁目	1 2 25～30 36～45 47～51
	堀ノ内一丁目	1～7
	〃 二丁目	1～4 6～12
	和田二丁目	6 7
和田	〃 一丁目	全域
	〃 二丁目	1～5 8～47
	〃 三丁目	8～26 28 29
	堀ノ内二丁目	13～17 22～31
	〃 三丁目	1～3 49～52
西宮	西荻南一丁目	3～9
	〃 二丁目	1～13
	宮前四丁目	11～20 31～34
	〃 五丁目	全域
	松庵一丁目	全域
	〃 二丁目	全域
	〃 三丁目	1～16
	久我山二丁目	28
	〃 三丁目	8～14 25～47
	〃 四丁目	全域
	〃 五丁目	7 8 32～39
和泉	和泉一丁目	1～20 23～30 34 41～55
	〃 二丁目	全域
	〃 三丁目	1～4 7～10 17～22
	〃 四丁目	3～15 18～24 31～35
	永福一丁目	1～3 7～44

備考 この別表中「杉並第一」等とあるのは「杉並区立杉並第一小学校」等を示し、「1～4」等とあるのは「1番から4番まで」等を示す。

一部改正〔平成19年教委規則67号・21年2号・24年28号・29号・25年3号・26年18号〕

